

新たなセキュリティ規制 欧州サイバーレジリエンス法(CRA) 対応支援サービス

CEマーキングに欧州サイバーレジリエンス法への対応が 必須になることをご存じですか？

EUに出荷されるデジタル要素を含む装置・設備、制御盤などは、欧州サイバーレジリエンス法(CRA)の規制対象になることが決まっており、多くの**国内装置・設備メーカー、OEMにおいて対応が急務**となっています。

(規制対象の例)



装置



制御盤

PLCなどの制御機器を組み込んだ装置はCRAの規制対象です。

※装置・設備メーカーは最終装置の「製造者」として見なされ、違反した場合の罰則は以下の通りです。

CRAの概要

規制対象	EU域内で販売されるデジタル要素を備えた製品
違反した場合の罰則	1,500万ユーロまたは全世界売上高の2.5%のいずれか高い方 (日本円で約25億円 ※1ユーロ：170円で換算した場合)
スケジュール	2026年9月11日から一部適用(脆弱性管理、報告義務) 2027年12月11日から全面適用

RockwellはCRA対応支援サービスを全工程で提供しています。
サービスの概要は裏面をご参照ください。

サイバーレジリエンス法(CRA)対応に必要な取り組みとRockwellのサービス

2026年から一部適用される組織の体制構築が必要な要件への対応には長期間(PSIRT構築などは通常数年所要)を要するため、早急な対応が必要です。

	現状把握・計画立案	プロセス構築・対策		試行・運用
	情報収集、課題共有	現状評価 ギャップ分析	整合性評価 PSIRT、整合規格準拠	適合性宣言 CEマークキング
組織の 体制構築	セキュアな製品開発 プロセスの構築	・スコープ定義 ・アセスメント、ギャップ分析 ・ポリシーと体制整備 ・責任者と役割分担	・PSIRT体制構築 ・SBOM運用方針 ・SBOM運用プロセス策定 ・運用ガイドライン作成	・インシデント 報告シミュレーション (24h対応訓練) ・担当者トレーニング
	脆弱性処理・管理 報告義務体制の構築	・アセスメント、リスク特定 ・SBOM計画 ・セキュリティ要件の定義 ・セキュリティテスト	・セキュア・バイ・デザイン/デフォルト ・運用ガイドライン作成 ・プロセス改善、整備	・設計・開発者向けトレーニング ・技術文書の保管
装置単位 の対策	システムのセキュリティ 機能要件の対応	・CRAリスクアセスメント ・ギャップ分析	・適合規格への準拠 ・技術文書作成	・CEマークキング
				CRA一部適用 報告義務対応期限 2026年9月11日
				完全適用 2027年12月 11日



Rockwell CRA対応支援サービス

CRA要件に特化した対策・体制づくりを支援し、迅速かつ効率的なCRA対応を実現します。

セキュリティアセスメントサービス

運用支援 / エンジニア派遣

PSIRT構築支援

SBOM導入支援

セキュリティ製品の検証、実装

ドキュメンテーション

特徴 1 > ベンダーフリー

特定ベンダーやプロトコルに依存しない仕組みを導入することで、**将来の法規制や国際規格への対応、グローバル展開に柔軟に対応可能**

特徴 2 > 導入後の運用サポート

エンジニア派遣やマネージドサービスにより、CRA対応プロセス導入後の社内リソース、PSIRTの負担を軽減し、**運用体制の構築・維持を直接的に支援可能**

まずはお気軽にお問合せください



ロックウェル オートメーション ジャパン株式会社

本社営業部 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー20階 ・ 中部支店 愛知県名古屋市中区錦1-6-5 名古屋錦シティビル
関西支店 大阪府大阪市淀川区宮原4-1-14 住友生命新大阪北ビル ・ 製品に関するお問い合わせ TEL: 03-3206-2784 (カスタマケア)